



令和8年1月 相談件数
527件
(前月比: ▲23件)
(前年同月比: 79件)

掲載内容

- 令和7年度消費生活相談概要(令和7年4月~9月)
- 「新生活のワクワク」をねらう影 ~春の消費者トラブルにご用心!
- 「くらしの巡回講座」のご案内
- 千葉市消費生活審議会 委員募集のお知らせ
- 消費者被害注意報

令和7年度消費生活相談概要(令和7年4月~9月)

相談の多かった商品・サービス

1位	商品一般 (364件)	不審な電話や架空請求に関する相談等商品を特定できない相談
2位	役務その他サービス (173件)	「ネット閲覧中『ウイルス感染した』と警告が出たので、画面上に表示されている電話番号に電話しサポートサービスを契約したが、詐欺ではないか。」等
3位	賃貸アパート (134件)	「退去を申し出たところ、高額な修理代を請求されて、納得できない。」等

今年度に多く寄せられている主な相談内容

1 「身に覚えのない複数のサイトから、未払金を支払うよう督促メールが届く」「アダルトサイトにアクセスしたところ突然『登録完了』となり、20万円を請求された」などの**不当請求**に関する相談。



メールやサイトに記載の業者に決して連絡せずに無視して様子を見ましょう。

2 「『1回限り、定期の縛りなし』との広告を見て美容クリームを注文したが、再度同じ商品が配達された。解約しようとしたら高額の解約料を請求された。」などの**定期購入**に関する相談。



- 「定期縛りなし」は「最低購入回数の指定がない契約」(「いつでも解約できる定期購入」)である可能性がありますので契約時には注意が必要です。
- **注文する前に販売サイトや「最終確認画面」の表示をよく確認しましょう。**

3 「SNSの広告を見て洋服を注文し、クレジットカードで決済したが商品が届かない」「SNSで知り合った人から投資を勧められ資金を振り込んだが、その後、出金するのに高額な手数料を要求された」などの**SNSを通じた詐欺**と思われる相談。



- SNS上の広告はしっかり内容を確認しましょう。
- SNS上で知り合った相手が本当に信用できるか慎重に判断しましょう



消費者トラブルを防ぐために以下のことを心がけておきましょう。



- ◇ 「常にトラブルは起こり得るもの」と考え、準備しておきましょう。
- ◇ うまい話に対して「本当に実現可能なのか?」「合理的な根拠があるか?」「信頼できる相手なのか」と批判的に考えましょう。
- ◇ 契約締結や代金の支払い前に、なるべく早い段階で信頼できる第三者の意見を聞きましょう。